

滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時 令和5年4月5日(水)午後3時30分から

2. 会議の場所 市役所本館3階大会議室

3. 会議に付した議案等

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
申請人 [REDACTED]

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
申請人 [REDACTED] 外2件

議案第3号 事業計画変更の承認申請に関する件
申請人 [REDACTED]

議案第4号 農用地利用集積計画の策定について
申請人 滑川市長 水野 達夫

- ・「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について
- ・活動記録簿の作成等について
- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

4. 委員の出欠

(出席農業委員・8名)

黒田 敏弘、澤田 博行、山田 義明、石原 忠則、石若 明道、福田 智、
新村 剛、長谷川 玲子

(出席推進委員・8名)

松井 滋樹、石倉 光男、浦田 英男、吉田 満夫、東川 一志、滝川 裕子、
加藤 清治、伊藤 久義

(欠席委員・0名)

5. 事務局(3名)

石井事務局長 村田主任 大竹主任

6. 会議の要旨

午後3時30分 開会

会 長 それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。
本日は、3,000㎡以上の転用案件の現地確認がありますので、会議を中断
します。移動してバスにご乗車ください。

現地確認 議案第2号1番
申請農地：滑川市 [REDACTED] 外2筆
譲受人： [REDACTED]

帰庁

会 長 それでは、会議を再開します。
議事録署名委員に、長谷川 玲子委員、黒田 敏弘委員を指名します。
これより議案審議に入ります。

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件に
ついて、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案第1号1番について朗読及び説明)
申請地は、 [REDACTED] 番、 [REDACTED] 番、田です。
申請理由につきましては、譲渡人は [REDACTED] に住んでおり、申請地まで通
い維持管理することが難しくなってきたことから引き受け手を探してい
たところ、申請地近隣に居住する譲受人が取得する意思を示されたことか
ら申請されたものです。耕作自体は引き続き [REDACTED] が担う
こととしています。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

福田委員 耕作は引き続き [REDACTED] が行い、また、譲受人も [REDACTED]
[REDACTED] の構成員となっております。特に問題ないと思います。

滝川推進委員 同じく特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。

(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は許可することといたします。

会 長 続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第2号1番について朗読及び説明)
今ほど現地確認してきた農地です。

申請地は、県道栗山追分線に面する農地です。

申請地は、土地改良事業実施区域内の農地であることから、第1種農地と判断されますが、隣接地である譲受人の工場等敷地面積の2分の1を超えない範囲での転用であり、既存地拡張として例外的に許可できるものと考えられます。

転用理由は駐車場です。譲受人である■■■■■は、■■■■■に本社を有し、主に濾過器、半導体の製造・販売を行っています。この度、申請地の隣接地にある申請者の■■■■■事業所において、昨今の濾過器、半導体等の製造不足を補うために、事業所敷地内の従業員駐車スペースに新たな工場を増築することになりました。新工場の増築により従業員駐車スペースが不足し、また新規雇用者の駐車スペースも確保できないことから関係者の同意を得、申請地を従業員自家用車153台分の駐車場として整備することを計画したものです。

隣接地との境界はコンクリート擁壁で仕切り、敷地内の雨水は、敷地内新設の側溝及び表面貯留とし、集水柵を経てオリフィスを介し隣接する土地改良区の水路へ放流します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

山田委員 今ほど現地確認してきた際に排水・道路は■■■■■から説明があった通りで、その他細かい部分については土地改良区と話をしていくということで特に問題ないと思います。

浦田推進委員 排水等、先ほどの現地確認の際に説明があった通りで、特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は3,000㎡以上の転用申請でありますので、県農業会議へ諮問し、その意見を付け、県へ進達することといたします。

会 長 では、事務局次の説明をお願いします。

事務局 (議案第2号2番について朗読及び説明)
申請地は、県道富山滑川魚津線から1筆挟んで位置する農地です。
申請地は、おおむね500m以内に■■■■■公民館、■■■■■保育園があり、水道・下水管が埋設された幅員4m以上の道路に面した農地であることから、第3種農地と判断され許可できるものと考えられます。

転用理由は、貸駐車場及び貸資材置場敷地です。申請者である譲受人は市内で不動産業を営んでいます。この度、■■■■■に本社を置く土木工事業者から、滑川市内での事業受注が増えてきていることから駐車場及び資材置場用地を確保するよう依頼があり、申請地隣接地にある空きテナントを依頼者の営業所とすることを計画し、隣接する申請地が交通の便もよく駐車場と資材置場に適地であると判断し申請されたものです。

隣接地との境界は全てコンクリート施工してあるため、土砂の流出は想定されません。雨水は砂利敷きにて地下浸透させます。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

山田委員 先日、浦田推進委員と現地確認をしてきましたが、雑種地になっており境界はしっかりしているので特に問題ないと思います。

浦田推進委員 同じく特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。
次の案件の地区担当は私ですので、職務代理、進行をお願いします。

職務代理 では、事務局次の説明をお願いします。

事務局 (議案第2号3番について朗読及び説明)
申請地は、市道菰原幸町線に面する農地です。
申請地は、■■■■■駅から300mの範囲内に位置する農地であることから、第3種農地と判断され許可できるものと考えられます。
転用理由は作業所兼事務用地です。申請者は、■■■■■地内に居住しており、近くにアパートを借りて電気ソフトウェアの設計を営んでいます。この度、事業の拡大と、設計したソフトウェアを組み込んだ機械の組み立て

並びに制作を行う用地が必要となり、申請地が自宅からも近く適地と判断され作業所兼事務所を建築することを計画し今回申請されたものです。

隣接地との境界には既にコンクリート擁壁を設けてあります。雨水は、前面既存道路側溝へ放流します。汚水については、公共下水道に接続します。

職務代理 地区担当委員の補足説明をお願いします。

新村委員 既に宅地化しており特に問題ないと思います。

加藤推進委員 同じく特に問題ないと思います。

職務代理 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

職務代理 続きまして、議案第3号 事業計画変更の承認申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第3号1番について説明)
5ページをお願いします。申請地は、市道菰原幸町線に面する農地です。変更理由は、作業所兼事務所用地です。
譲渡人は、平成2年10月1日付け県農政第 号(許可番号第 号)で、申請地に共同住宅を建設するため許可を受けましたが、その後、採算上の理由により建設の目途が立たなかったことから、今回、作業所兼事務所建設を検討していた譲受人に申請地を譲渡するものです。譲渡後の転用の内容は、先ほどご説明した議案第2号3番で申し上げた通りです。

職務代理 この件に関しまして、ご意見等ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、異議なしということで、議案第3号については承認することといたします。
では、進行を会長にお返しします。

会長 続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 6ページをお願いします。利用権設定に伴う議案になります。
農業経営基盤強化促進法の規定により、7ページのとおり市が策定した農用地利用集積計画について、農業委員会の意見を求められているものです。

8ページをお願いします。利用権設定状況、貸し手13件、借り手8件で、面積合計は53,968㎡です。うち、貸し手5件が新規設定になります。詳細は、9～13ページに記載のとおりです。

続きまして14ページをお願いします。農地中間管理事業分の利用権設定状況になります。貸し手1、借り手は中間管理機構の1件、面積合計37,910㎡です。詳細は、15ページに記載されています。16ページは参考資料になりますが、借り手である耕作者は です。

会長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
ではこの件につきまして、原案どおり決定ということで市に通知します。

その他

- ・「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について
- ・活動記録簿の作成等について
- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

会長 これで、審議は終了しました。

午後5時15分 閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和 年 月 日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員